

令和8年度 佐世保市児童福祉施設等指導監査実施方針

佐世保市では、児童福祉施設等について、「児童福祉法」や「就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」、また、「佐世保市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」等の関係法令に基づき、サービス利用者の処遇、職員の配置及び労働条件、経理状況、設備の状況等、施設の運営管理全般にわたり指導監査を実施しています。

なお、指導監査をより短時間で効率的かつ効果的に行うため、令和4年度から、監査項目を毎年確認する項目と3年に1回確認する項目に分けて確認しています。

◇監査項目について◇

監査項目を、「運営管理」、「職員処遇」、「入所者支援」、「経理事務」の4つに分類し、その中から安全や健康に関すること及び金銭の取扱いに関することを毎年確認する項目としました。

それ以外の項目については、①「運営管理」、②「職員処遇」、③「入所者支援」及び「経理事務」の3つに分け、3年に1回、重点的に確認することとしました。

令和8年度は、このうち②「職員処遇」の項目を重点的に確認することとします。

◇令和8年度の主な監査項目◇

| 分類 | 主な監査項目 |
|-------|--|
| 運営管理 | <p>◇配置基準に則した職員配置は行われているか。</p> <p>◇保育室等の面積、設備について、条例で定める基準を満たしているか。</p> <p>◇消防法等の法令に基づく設備の整備及び点検、計画の策定及び訓練が実施されているか。</p> <p>◇非常災害及び防犯対策（訓練など）を講じているか。</p> <p>◇苦情解決の体制が整備され、適切に対応しているか。</p> <p>◇安全計画が策定されているか。</p> <p>◇設備、遊具等を点検し、点検結果を記録しているか。</p> <p>◇乳幼児突然死症候群（SIDS）の防止対策を講じているか。</p> <p>◇送迎バス・送迎車を運行している場合、児童の所在確認の措置がとられているか。</p> |
| 職員処遇 | <p>◇職員の入職時及び定期の健康診断は適切に行われているか。</p> <p>◇週40時間労働は遵守されているか。</p> <p>◇時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>◇労働基準法及び就業規則に基づく有給休暇が付与されているか。</p> <p>◇給与規程に基づく給与の格付、昇給が行われているか。</p> <p>◇諸手当の認定は適正に行われているか。</p> <p>◇給与、諸手当の支給は適正に行われているか。</p> <p>◇労働条件通知書（雇入通知書）を適正に作成し、交付しているか。</p> |
| 入所者支援 | <p>◇子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、適切に把握しているか。</p> <p>◇子どもの健康診断は適切に行われ、記録は整理、保管されているか。</p> <p>◇不適切保育に関する防止対策を講じているか。</p> <p>◇給食の誤嚥防止や食物アレルギー対応が行われているか。</p> |
| 経理事務 | <p>◇経理規程に則した諸帳簿の整備と経理事務は行われているか。</p> <p>◇私立保育所において、委託費の弾力運用は適切に行われているか。</p> |
| その他 | <p>◇前年度監査で指導した事項は、改善・処理されているか。</p> |